

(3) 厚生労働省の取組

□当省の「重点手続」とオンライン利用率の目標値の設定

- 利用促進対象となっている74手続の中から、「重点手続」として、21手続を選定し、今後5年間の目標値を設定。(表1参照)
- 「重点手続」のうち、比較的早期に利用促進の効果が期待できる11手続を「先行手続」として選定し、今後3年間の目標値を設定。(表2参照)

表1. 重点手続の、今後5年間の目標利用率

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
目標値		43%	47%	51%	60%	65%	70%
実績値	42%	-	-	-	-	-	-

表2. 早期に効果が期待できる重点手続の、今後3年間の目標利用率

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
目標値		48%	52%	56%	65%
実績値	47%	-	-	-	-

当省全体としては、社会保険・労働保険分野の手続に係るオンライン利用促進に向けた措置を重点的に行うこととし、主に下記の観点から、担当各部局による具体的措置を行うこととする。

□窓口来所型サービスの導入

- パソコンの使用に不慣れな高齢者や、中小零細事業主等への配慮した利用促進を図る。
- オンライン入力の補助・代行サービス等の充実を図る。

□使い勝手の向上

- 利用者の視点に立った使い勝手の向上を目指したシステム改修を進める。
- 住民基本台帳ネットワークを活用する手続の拡大を図り、添付書類の省略について、行政機関相互のバックオフィス連携について検討する。
- 士業による代理申請時の本人確認の省略について、未実施の手続への拡充を検討する。

□国及び地方公共団体におけるオンライン利用の拡大

- オンライン利用の拡大や、業務の効率化を図る観点から、健康保険・厚生年金保険・雇用保険に関する手続を国が行う場合、原則としてオンライン利用することとし、政府全体が率先してオンライン申請を実施することとする。

□広報・普及啓発

- 地方支分部局において、利用勧奨を行う等、本省と地方支分部局が一体となった全省的な取組を行うこととする。
- 社会保険・労働保険関係手続を行う機会の多い社会保険労務士と連携し、事業所等への利用勧奨等を図る。